

3. 議会関係

(14) 議員の兼業禁止規定の該当事例に関する調査 (平成24年4月1日 から 平成26年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

都道府県名	市町村名	議会の決定の内容		議会の決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定に該当すると決定したもの	兼業禁止規定に該当しないと決定したもの			審査の申立ての結果	出訴の結果		
北海道	池田町		○	採決の結果、地方自治法第92条の2の規定に該当しないと決定されたため	H24.6.29	無		無	
福島県	喜多方市		○	〇〇会社の本市との請負額は、8.16%であり、当該法人が「主として同一の行為をする法人」とまでは認められないため	H24.9.21	無		無	
福島県	浪江町	○		地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しないため、	H26.3.19	有	26.4.2 審査申し立て 26.6.23 処分取り消し	無	
山梨県	北杜市		○	不適法であるため、却下。	H24.10.26	無		無	
山梨県	北杜市		○	不適法であるため、却下。	H25.4.9	無		無	
計	4団体	1件	4件			1件		0件	